

平成 12 年 1 月 28 日制定 (空航第 69 号、空機第 68 号)
平成 13 年 3 月 09 日一部改正 (国空航第 171 号、国空機第 232 号)
平成 17 年 5 月 18 日一部改正 (国空航第 68 号、国空機第 71 号)
平成 19 年 3 月 28 日一部改正 (国空航第 1223 号、国空機第 1362 号)
平成 27 年 5 月 08 日一部改正 (国空航第 14 号、国空機第 48 号)
平成 30 年 8 月 02 日一部改正 (国空航第 364 号、国空機第 332 号)
平成 30 年 9 月 27 日一部改正 (国空航第 998 号、国空機第 661 号)

航空局長

航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領 (安全関係)

I. 総則

1. 目的

この要領は、航空法(昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。)第 100 条及び航空法施行規則(昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。)第 210 条の規定による航空運送事業の許可、法第 123 条及び規則第 227 条の規定による航空機使用事業の許可、法第 109 条第 1 項及び規則第 220 条の規定による航空運送事業の事業計画の変更の認可並びに法第 109 条を準用する法第 124 条及び規則第 220 条を準用する規則第 229 条の規定による航空機使用事業の事業計画の変更の認可の審査を、航空運送事業又は航空機使用事業の安全な実施の実現性を確保する観点から行うための方法等を定めることを目的とする

2. 審査の方法

2.1 本要領に基づき審査を実施する場合に、本要領の一部が適用できない場合又は他の方法によることが適当であると認められる場合には、輸送の安全を確保する上で問題ない範囲内で他の同等な方法によることができる。

2.2 審査の段階で未だ事業開始の準備が完了していない場合には、当該準備の完了の見通しが立っており、計画のとおり準備されれば問題ないかどうかについて審査を行うものとする。また、事業の計画に不具合があつ

た場合であっても、この不具合が一部の事項に係るものであり、これを改善すれば全体計画は適切なものとなると認められる場合には、改善措置を講じること等の条件を付すことにより許可又は認可を行うことができるものとする。

II. 航空運送事業又は航空機使用事業の許可を受けようとする場合に提出しなければならない書類

1. 事業計画

1.1 事業活動を行う主たる地域

申請者が事業活動を行うことを予定している国名、地域名等

1.2 使用航空機の国籍、型式及び登録記号

航空機登録証明書(外国で登録された航空機にあっては当該国において発行されたもの)に記載されたもの

1.3 航空機の運航管理の施設及び航空機の整備の施設の概要

運航又は整備を行おうとする基地等(注)毎に所在地(飛行場名又は住所)並びに以下の 1.3.1 及び 1.3.2 に規定する内容を記載する。ただし、運航規程若しくは運航基準(航空機使用事業者が航空運送事業者の運航規程に相当するものとして定める運航に関する基準をいう。以下同じ。)又は整備規程若しくは整備基準(航空機使用事業者が航空運送事業者の整備規程に相当するものとして定める整備に関する基準をいう。以下同じ。)にこれらの内容が規定されている場合には、その旨記載すればよいものとする。

(注) 基地等とは、定期的に運航管理業務(補助業務を含む。以下同じ。)又は機体整備業務を実施する場所及び恒常的に運航管理業務又は機体整備業務を実施する体制を維持している場所をいう。なお、業務を委託する場合で受託者の施設によって業務が行われる場合も基地等に含まれるものとする。

1.3.1 航空機の運航管理の施設

(a) 気象情報及び航空情報の収集に必要な設備及び業務の概要

(b) 離着陸重量等の算出に必要な設備及び業務の概要

(c) 飛行計画の作成に必要な設備及び業務の概要

(d) 通信設備及び業務の概要

(e) 運航管理補助業務の受託者(運航管理補助業務を委託する場合に限る。)

1.3.2 航空機の整備の施設

- (a) 格納庫(格納庫がある場合に限る。)の設備及び業務の概要
- (b) 整備業務の受託者及び委託する業務の概要(機体整備に係る業務を委託する場合に限る。)

(注) 格納庫については、面積、ドック数及びドック毎の対応する航空機の型式、当該施設で実施する業務の概要を記載する。ただし、他人の施設を使用して整備が行われる場合であって当該他人の施設が法第20条第1項第3号の認定を受けた整備改造認定事業場である場合は、当該他人の名称及び当該他人の施設を使用して整備が実施される旨を記載すればよいものとする。

また、業務の概要については、実施する整備業務(運航整備又は定期整備)並びに大修理作業の実施の有無及び改造作業の実施の有無を記載する。

1.4 航空機の運航管理の施設及び航空機の整備の施設毎の運航管理又は整備を行う使用航空機の型式

1.5 部品等脱落防止措置

最大離陸重量が5.7tを超える飛行機の運航に伴う部品等の脱落の発生の防止に関する措置(以下「部品等脱落防止措置」という。)の内容を記載する。ただし、運航規程若しくは運航基準又は整備規程若しくは整備基準に当該内容が規定されている場合には、その旨記載すればよいものとする。

2. 当該申請が法第101条第1項各号に掲げる基準に適合する旨の説明

規則第210条第3項第1号イの「当該申請が法第101条第1項各号に掲げる基準に適合する旨の説明」又は規則第227条第2項第1号イの「当該申請が法第123条第2項において準用する法第101条第1項各号(第4号を除く。)に掲げる基準に適合する旨の説明」としては、以下の書類の提出が必要である。ただし、国土交通省航空局又は地方航空局の担当課長等が必要がないと認めた書類については、提出しなくてもよいものとする。

2.1 事業開始までのスケジュール

- (a) 事業開始の予定日
- (b) 各組織の人員の雇用、訓練及び稼働のスケジュール
- (c) 航空機乗組員及び整備従事者の技能証明等の取得スケジュール
- (d) 航空機の入手スケジュール及び耐空証明の取得スケジュール
- (e) 各施設の配備スケジュール

- (f) 法第 102 条第 1 項の運航管理施設等の検査が可能となる時期
- (g) 整備を実施する者の航空機整備改造認定取得のスケジュール(法第 19 条第 1 項の航空機に関わる認定のみ)
- (h) 運航規程及び整備規程の作成並びに認可取得のスケジュール(航空機使用事業にあっては運航基準又は整備基準の作成スケジュール)
(注)法第 19 条第 1 項の航空機とは、航空運送事業の用に供する航空機であって、かつ、規則第 31 条の 2 に定めるもの(客席数が 60 又は最大離陸重量が 27 トンを超える飛行機又は回転翼航空機。平成 20 年 3 月 30 日より、客席数が 30 又は最大離陸重量が 15 トンを超える飛行機又は回転翼航空機に対象を拡大。)をいう。

2.2 事業の概要等

- (a) 実施を予定する事業の概要等(旅客輸送、貨物輸送、VFR 運航又は IFR 運航の別等)

2.3 安全管理に関する事項

2.3.1 安全管理

- (a) 運航部門及び整備部門の組織の概要並びに各組織の職務、責任及び人員数についての説明
- (b) 必要な情報収集、技術的分析、措置の判断、決定、見直し等を行い、安全確保の面において事業を責任を持って実施することができる体制を有する旨の説明。特に、以下の安全管理に関する事項を遂行するための体制を有することの説明
 - ・運航及び整備に関する方法、方式等を定めた運航規程又は運航基準(以下「運航規程等」という。)及び整備規程又は整備基準(以下「整備規程等」という。)を作成し、かつ、運航状況及び整備状況に応じてこれを適宜見直すこと。
 - ・航空機の運航状況及び整備状況を把握の上これを分析し、必要な措置を講じること。
 - ・耐空性改善通報等の安全情報、メーカーの技術情報、他の航空運送事業者の不具合情報、事故情報等を収集の上これを分析し、必要な措置を講じること。

2.3.2 安全責任者の資格及び経験

- (a) 安全管理を統括する責任者の役職、氏名、経歴、資格及び経験
- (b) 運航部門及び整備部門の責任者並びにこれを直接補佐する者の役職、氏名、経歴、資格及び経験
- (c) その他、運航部門及び整備部門の責任者を補佐する者のうち必要な

者の役職、氏名、経歴、資格及び経験

2.3.3 委託管理業務

- (a) 航空機乗組員等の訓練審査、運航管理補助業務、整備に関する業務又は地上取扱業務等が委託される場合には、適切な受託者の選定、委託業務の範囲及び内容の決定、委託業務が適切に実施されていることの確認並びに受託者の監査を遂行するための体制(委託業務を管理する者の配置を含む。)を有する旨の説明

2.4 航空機に関する事項

- (a) 使用航空機が確実に入手できることを説明する購入契約書、リースの契約書等(航空機を入手済みの場合はそれを証明する書類)
(b) 耐空証明書の写し又は耐空証明を取得できることの説明
(c) 航空機の性能、装備等が事業の計画の内容に適している旨の説明

2.5 航空機乗組員に関する事項

2.5.1 航空機乗組員の資格別の数等

- (a) 事業を計画のとおり実施するために十分な資格別の数の航空機乗組員が確保可能である旨の説明(航空機乗組員の資格、経験年数等を記載した名簿等を含む。)
(b) 航空機乗組員の技能証明、航空身体検査証明、計器飛行証明、操縦教育証明、無線従事者資格及び機長認定の取得状況又は取得するための具体的方策についての説明
(c) 航空機乗組員への必要な飛行経験等の付与の計画【航空運送事業にのみ適用】

2.5.2 航空機乗組員の訓練及び審査体制、乗務要件並びに技量管理体制

- (a) 必要な訓練審査施設が確保できることの説明
(b) 航空機乗組員の訓練及び審査を行う者の資格要件及び指名方法
(c) 航空機乗組員の訓練及び審査の内容及び実施方法
(d) 航空機乗組員に必要な乗務要件の内容及び付与の方法
(e) 訓練又は審査を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力並びに委託管理体制の説明、受託者との契約書等
(f) 航空機乗組員の技量管理体制についての説明

2.5.3 航空機乗組員の乗務管理体制

- (a) 航空機乗組員の資格、経験、乗務時間等の管理体制

- (b) 予定する航空機乗組員の編成及び乗務割並びにこれらの管理体制
【航空運送事業にのみ適用】
- (c) 60 歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の管理体制(「航空運送事業に使用される航空機に 60 歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準」の適用を受ける場合に限る。)

2.5.4 航空機乗組員の健康管理体制

- (a) 航空機乗組員の健康管理体制についての説明

2.6 客室乗務員に関する事項(客室乗務員を航空機に乗り組ませて事業を行う場合に限る。)

2.6.1 客室乗務員の数

- (a) 事業を計画のとおり実施するために十分な数の客室乗務員が確保可能である旨の説明

2.6.2 客室乗務員の訓練及び審査のための組織、人員その他の体制

- (a) 必要な訓練審査施設が確保できることの説明
- (b) 客室乗務員の訓練及び審査を行う者の資格要件及び指名方法
- (c) 客室乗務員の訓練及び審査の内容及び実施方法
- (d) 訓練又は審査を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力並びに委託管理体制の説明、受託者との契約書等

2.6.3 客室乗務員の乗務管理体制

- (a) 予定する客室乗務員の編成及び乗務割並びにこれらの管理体制

2.7 運航管理業務に関する事項

2.7.1 運航管理施設

- (a) 運航管理施設(必要な設備等を含む。)が適切に確保できる旨の説明

2.7.2 運航管理者等

- (a) 事業を計画のとおり実施するために十分な数の運航管理者、運航管理担当者又は運航管理補助者(注)(以下「運航管理者等」という。)が確保可能である旨の説明(運航管理者等の資格、経験年数等を記載した名簿等を含む。)

(注) これらの者は以下のとおりの者とする。

運航管理者: 法第 77 条に規定する者

運航管理担当者: 航空機使用事業又は最大離陸重量が 5.7t 以下の飛行機又は最大離陸重量が 9.08t 以下の回転翼航

空機を使用して行う航空運送事業において運航管理者と同等の業務を行う者。航空機乗組員等との兼務でもよい。

運航管理補助者：運航管理者又は運航管理担当者の業務を補佐する者

- (b) 運航管理者等の資格要件及び指名要件
- (c) 運航管理者等の配置並びに職務の範囲及び内容
- (d) 運航管理者等の訓練及び審査の内容及び実施方法【最大離陸重量が 5.7t を超える飛行機を使用して行う航空運送事業にのみ適用】
- (e) 訓練又は審査を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力並びに委託管理体制の説明、受託者との契約書等
- (f) 運航管理者の勤務時間制限及びその管理体制【最大離陸重量が 5.7t を超える飛行機を使用して行う航空運送事業にのみ適用】

2.7.3 運航管理の基準

- (a) 運航管理の基準及び実施方法

2.7.4 運航管理者の共用【最大離陸重量が 5.7t を超える飛行機を使用して行う航空運送事業にのみ適用】

- (a) 運航管理者の共用を行う場合は、その実施方法

2.7.5 運航管理に関する業務の委託（業務の管理の受委託の許可を受ける場合を除き、委託は運航管理補助業務に限る。）

- (a) 運航管理に関する業務を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力並びに委託管理体制の説明、受託者との契約書等

2.8 整備管理業務（航空機及びその装備品等の信頼性管理、技術管理（整備の方式及び実施方法の策定を含む。）、品質管理、整備の実施計画の作成及び実施状況の把握、整備に係る監査の実施（監査を行う場合に限る。）等）に関する事項

2.8.1 整備管理施設

- (a) 整備管理の事務所及び設備等の説明

2.8.2 組織及び整備管理責任者

- (a) 整備管理の組織又は人員（整備管理責任者を含む。）

2.8.3 整備管理の実施体制

- (a) 技術管理の体制
- (b) 品質管理の体制
- (c) その他の整備管理の体制

2.8.4 整備管理の委託(業務の管理の受委託の許可を受ける場合を除き、委託は補助業務に限る。)

(a) 整備管理業務を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制等の説明並びに受託者との契約書等

2.9 整備業務に関する事項

2.9.1 整備の実施

(a) 法第19条第1項の航空機に対する整備(軽微な保守を除く。)及び確認が航空機整備改造認定事業場で実施されることの説明。

2.9.2 整備施設等

(a) 整備の施設、設備及び器具(以下「整備施設等」という。)が適切に確保されることが確実であることの説明

(b) 整備施設等の配置予定図(既に設置されている場合は配置図)

(c) 試験設備・機器、特殊工具、計測機器の仕様一覧表

(d) 整備施設等の維持管理及び精度管理の体制

(e) 材料、部品、装備品、計測機器、試験機器、工具等の保管施設の概要

(f) 整備施設等を借用する場合は、管理等に係る役割分担を示す契約書等

2.9.3 整備従事者

(a) 事業を計画のとおり実施するために十分な資格別の数の整備従事者が確保可能であることの説明(整備従事者の資格、経験年数等を記載した名簿等を含む。)

(b) 整備従事者の資格要件及び指名方法

(c) 整備従事者の配置並びに職務の範囲及び内容

(d) 整備従事者の勤務の体系

(e) 業務の引継ぎの体制

2.9.4 教育訓練及び審査

(a) 整備従事者の教育訓練及び審査が適切であることを示す計画説明書等

(b) 教育訓練又は審査を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力並びに委託管理体制の説明、受託者との契約書等

2.9.5 整備業務の委託

(a) 整備業務を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力並

びに委託管理体制の説明、受託者との契約書等

2.9.6 油脂

- (a) 油脂の規格、入手方法
- (b) 貯蔵の施設及び方法が適切であることの説明

2.9.7 予備品等

- (a) 航空機の予備品及び予備部品(以下「予備品等」という。)の配置、管理及び保管が適切であることの説明
- (b) 予備品等を借用する場合又は予備品等を事業者間で融通しあう場合は、その管理等の体制が適切であることを示す契約書等

2.9.8 救急用具

- (a) 救急用具一覧表
- (b) 救急用具の点検、検査、保管が適切であることの説明

2.9.9 その他

- (a) 中古機を使用する場合には、過去の使用状況及び整備状況を考慮してあることの説明
- (b) 他の航空運送事業者の航空機等の整備の受託により、自らの事業の用に供する航空機以外の航空機の整備作業を実施する場合には、その内容及び自らの事業の用に供する航空機の整備に支障を来すものでないことの説明

2.10 地上取扱業務に関する事項

- (a) 地上取扱業務(貨物及び手荷物の受取及び保管、航空機に係る積載及び重量配分の管理、積載物の積込み及び取卸し(以上の各業務については危険物の取扱いを含む。)、旅客の安全な乗降の確保、航空機の燃料の補給、航空機の雪氷の防除、航空機の地上走行の支援その他空港等内において航空機が到着してから出発するまでの間に地上で実施する作業であってその適切な実施が確保されない場合において航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのあるものに係る業務をいう。以下同じ。)に係る人員、施設等の体制並びに教育訓練の内容及び体制
- (b) 地上取扱業務を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力並びに委託管理体制等の説明、受託者との契約書等
- (c) 燃料に関する事項
 - ・燃料の規格、入手方法
 - ・貯蔵及び給油の施設が適切であることの説明
 - ・給油業者一覧表、売買契約書等

2.11 部品等脱落防止措置の内容

- (a) 部品等脱落防止措置に係る技術管理の体制
- (b) 部品等の脱落の発生の防止のための技術的措置
 - ① 部品等の脱落の発生の防止に資する技術的資料の採用
 - ② その他の対策の内容
- (c) 部品等脱落防止措置に係る教育訓練の内容

2.12 緊急時の体制

- (a) 航空事故、重大インシデント、ハイジャック等想定される緊急事態に対して講じる措置及びその実施体制(連絡・通報体制を含む。)

2.13 記録の管理及び報告

- (a) 訓練審査の記録、整備記録等必要な記録の管理期間、方法及び体制
- (b) 航空事故、重大インシデント、ハイジャック等の必要な報告の実施体制

2.14 運航規程等及び整備規程等

- (a) 運航規程等及び整備規程等の主要部分についての概要
- (b) 運航規程等及び整備規程等の管理体制

2.15 上記に掲げるもののほか、国土交通省航空局又は地方航空局の担当課長等が特に必要と認めたもの

III. 事業の許可の審査基準

事業の許可を行うに当たっては、申請書類に基づき以下の基準により審査を行う。ただし、別途定める「業務の管理の受委託の許可実施要領」に基づき、運航又は整備に関する業務の管理の委託及び受託の許可を受けて業務を実施する場合に係る審査基準の適用に当たっては、必要な項目についてのみ適用するものとする。

1. 事業開始までのスケジュール

- (a) 各組織の人員の雇用、訓練及び稼働のスケジュール、航空機乗組員及び整備従事者の技能証明等の取得スケジュール、航空機の入手及び耐空証明の取得のスケジュール、各施設の配備スケジュール、運航管理施設等の検査が可能となる時期、整備を実施する者の航空機整備改造認定取得のスケジュール並びに運航規程等及び整備規程等の作成並びに認可取得のスケジュールは、事業開始の予定日にかんがみ適切であること。

2. 事業の概要等

- (a) 事業計画に記載する事業活動を行う地域は、使用航空機の性能、装備

等にかんがみ適切であること。

- (b) 実施を予定する事業の概要(定期的に運航する場合にあっては、運航予定路線及び運航予定回数を含む。)は、予定される体制等にかんがみ適切であること。

3. 安全管理に関する事項

3.1 安全管理

- (a) 必要な情報収集、技術的分析、措置の判断、決定、見直し等を行うための権限及び責任が明確にされており、安全確保の面において事業を責任を持って実施することができる体制を有していること。特に、以下の安全管理に関する事項を遂行するための体制を有していること。
- ・運航及び整備に関する方式、方法等を定めた運航規程等及び整備規程等を作成し、かつ、運航状況及び整備状況に応じてこれを適宜見直すこと。
 - ・航空機の運航状況及び整備状況を把握の上これを分析し、必要な措置を講じること。
 - ・耐空性改善通報等の安全情報、メーカーの技術情報、他の航空運送事業者の不具合情報、事故情報等を収集の上これを分析し、必要な措置を講じること。

3.2 安全責任者

- (a) 安全管理を統括する適切な責任者を指名するとともに、運航部門及び整備部門に、最大離陸重量が 5.7t を超える飛行機を使用して行う航空運送事業にあっては(b)及び(d)の要件、それ以外の航空運送事業又は航空機使用事業にあっては(c)及び(e)の要件を満たす者が配置されること。
- (b) 運航部門の責任者又はこれを直接補佐する者は、当該事業者の運航する型式の航空機又は技術的に同等以上と認められる型式の航空機を運航する他の航空運送事業者の運航部門において管理者としての経験を3年以上、又はこれと同等以上と認められる経験を有するとともに、航空法規及び自らの運航規程の内容に精通した者であること。また、運航部門の責任者及びそれを補佐する者のうち、少なくとも 2 名は、当該事業者の運航する型式の航空機の機長としての経験を、他の航空運送事業者において 3 年以上、又はこれと同等以上と認められる経験を有すること。ただし、当該事業者の運航する型式の航空機を使用する他の航空運送事業者がない場合には、当該事業機を機長として操縦するために必要な技能証明を有するとともに当該事業機と技術的に同等以上と認

められる型式の航空機の機長としての経験を、他の航空運送事業者において3年以上有する者が2名いればよいものとする。なお、技術的に同等以上と認められる型式の航空機とは、当該経験をもって運航する型式の航空機に係る運航業務の管理を適切に行えるものでなければならない。【最大離陸重量が5.7tを超える飛行機を使用して行う航空運送事業にのみ適用】

- (c) 運航部門の責任者又はこれを直接補佐する者は、当該事業者の運航する型式の航空機又は技術的に同等以上と認められる型式の航空機を運航する他の航空運送事業者又は航空機使用事業者の運航部門において管理者としての経験を3年以上(当該事業機を機長として操縦するために必要な技能証明を有する者にあっては1年以上)、又はこれと同等以上と認められる経験を有するとともに、航空法規及び自らの運航規程等の内容に精通した者であること。また、運航部門の責任者及びそれを補佐する者のうち、少なくとも1名は、当該事業者の運航する型式の航空機又は技術的に同等以上と認められる型式の航空機の機長としての経験を、他の航空運送事業者又は航空機使用事業者において1年以上、又はこれと同等以上と認められる経験を有すること。なお、技術的に同等以上と認められる型式の航空機とは、当該経験をもって運航する型式の航空機に係る運航業務の管理を適切に行えるものでなければならない。【最大離陸重量が5.7tを超える飛行機を使用して行う航空運送事業以外に適用】
- (d) 整備部門の責任者又はこれを直接補佐する者は、当該事業者の運航する型式の航空機又は技術的に同等以上と認められる型式の航空機に係る整備管理業務、定例整備作業の確認業務等航空機全般についての整備に関する業務についての実務経験又は監督経験を他の航空運送事業者の整備部門において3年以上、又はこれと同等以上と認められる経験を有するとともに、航空法規及び自らの整備規程の内容に精通した者であること。なお、技術的に同等以上と認められる型式の航空機とは、当該経験をもって運航する型式の航空機に係る整備業務の管理を適切に行えるものでなければならない。【最大離陸重量が5.7tを超える飛行機を使用して行う航空運送事業にのみ適用】
- (e) 整備部門の責任者又はこれを直接補佐する者は、当該事業者の運航する型式の航空機又は技術的に同等以上と認められる型式の航空機に係る整備管理業務、定例整備作業の確認業務等航空機全般についての整備に関する業務についての実務経験又は監督経験を他の航空運送事業者又は航空機使用事業者の整備部門において3年以上(当該事

業機の整備を実施するために必要な技能証明を有する者にあっては 1 年以上)、又はこれと同等以上と認められる経験を有するとともに、航空法規及び自らの整備規程等の内容に精通した者であること。なお、技術的に同等以上と認められる型式の航空機とは、当該経験をもって運航する型式の航空機に係る整備業務の管理を適切に行えるものでなければならない。【最大離陸重量が 5.7t 超える飛行機を使用して行う航空運送事業以外に適用】

3.3 委託管理業務

- (a) 航空機乗組員等の訓練審査、運航管理補助業務、整備に関する業務又は地上取扱業務が委託される場合には、適切な受託者の選定、委託する業務の範囲及び内容の決定、委託した業務が適切に実施されていることの確認及び受託者の監査を運航規程等又は整備規程等に規定する方法等により実施するために必要な体制(委託業務を管理する者の配置を含む。)を有すること。

4. 航空機に関する事項

- (a) 使用航空機が確実に入手できること。
- (b) 航空機は、法第 113 条の 2 の許可を受けて外国航空運送事業者に運航又は整備業務の管理を委託する場合を除き、有効な我が国の耐空証明を有するか又はその取得の見込みが明らかであること。また、外国航空運送事業者に運航又は整備業務の管理を委託する場合は、当該事業者が航空機の登録国における耐空証明を有すること。
- (c) 航空機の装備品の装備は、法、規則、運航規程審査要領細則及び整備規程審査要領細則に従うものであること。ただし、外国航空運送事業者の使用航空機にあっては航空機の登録国における運航規則等に従っていればよいものとする。
- (d) 航空機の性能、装備等が事業の計画の内容に合致していること。
- (e) 航空機が 2 以上の事業者間で共通に用いる事業機(共通事業機)である場合は、整備規程審査要領細則の規定に従うものであること。

5. 航空機乗組員に関する事項

5.1 航空機乗組員の資格別の数

- (a) 事業を計画のとおり実施するために十分な資格別の数の航空機乗組員が確保可能であること。なお、航空機乗組員の資格別の数は、乗務割、休暇、病欠、教育訓練、地上勤務等も考慮し妥当であるか否かを判断すること。

- (b) 採用の可能性について確認する必要があると認められる場合は、入社承諾書等により確認すること。
- (c) 資格は、事業に必要な技能証明、有効な身体検査証明、計器飛行等を行う場合は計器飛行証明、法第34条第2項の操縦練習に相当する操縦訓練を実施する場合は操縦教育証明及び電波法に定められた所定の無線従事者の資格を有することとなっていること。
- (d) 最大離陸重量が5.7tを超える飛行機又は最大離陸重量が9.08tを超える回転翼航空機を用いて行う航空運送事業の機長は法第72条の機長認定を取得することとなっていること。
- (e) (d)に掲げる航空機以外の航空機を使用して路線を定めて旅客の輸送を行う航空運送事業の機長は、機長として必要な知識及び能力を有することについて、航空局長若しくは地方航空局長又はこれらの者が適当と認める者による認定を取得することとなっていること。
- (f) 航空機乗組員は、運航規程審査要領細則に規定する飛行経験等の要件を満足することとなっていること。【航空運送事業にのみ適用】

5.2 航空機乗組員の訓練及び審査体制、乗務要件並びに技量管理体制

- (a) 必要な訓練審査施設が確保されることとなっていること。
- (b) 航空機乗組員の訓練審査の実施体制が適切なものであること。
- (c) 航空機乗組員の訓練及び審査を行う者は、運航規程審査要領細則の規定に基づいて必要な資格要件を満たすとともに、適切に指名されることとなっていること。【航空運送事業にのみ適用】
- (d) 航空機乗組員の訓練及び審査を行う者は、適切に訓練及び審査を実施するために必要な資格要件を満たすとともに、適切に指名されることとなっていること。【航空機使用事業にのみ適用】
- (e) 運航規程審査要領細則に規定する訓練を修了し、審査に合格し、乗務要件を満たした者でなければ、航空機乗組員として乗務させてはならないこととなっていること。【航空運送事業にのみ適用】
- (f) 航空機乗組員は、事業を安全に実施するために必要な訓練、審査及び乗務経験を受けることとなっていること。【航空機使用事業にのみ適用】
- (g) 訓練又は審査を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制等について運航規程審査要領細則の要件を満足するものであること。また、受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた契約が締結されること。
- (h) 訓練及び審査の結果が適切に管理され、不合格者、低評価者等に対する措置が適切に行われることとなっていること。

- (i) 航空機乗組員の技量等を把握し、これを分析し日常の訓練審査に反映することとなっていること。【航空運送事業にのみ適用】

5.3 航空機乗組員の乗務管理体制

- (a) 航空機乗組員の資格、経験、乗務時間等が適切に管理され、編成及び乗務割に反映される体制となっていること。
- (b) 編成及び乗務割は、運航規程審査要領細則の規定に従うこととなっていること。【航空運送事業にのみ適用】
- (c) 60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合は、「航空運送事業に使用される航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準」に従うこととなっていること。

5.4 航空機乗組員の健康管理体制

- (a) 航空機乗組員の日常の健康状態を把握する体制を有すること。
- (b) 航空身体検査証明の有効期間内であっても航空身体検査基準に適合しないおそれが認められる場合等に乗務を停止する等の措置を講じるとともに、乗務停止等の措置を解除する場合には、必要な検査、十分な期間の観察を行った後、慎重に安全を確認した上で解除する体制を有すること。

6. 客室乗務員に関する事項(客室乗務員を航空機に乗り組ませて事業を行う場合に限る。)

6.1 客室乗務員の数

- (a) 事業を計画のとおり実施するために十分な数の客室乗務員が確保可能であること。

6.2 客室乗務員の訓練及び審査体制

- (a) 必要な訓練審査施設が確保されることとなっていること。
- (b) 客室乗務員の訓練審査の実施体制が適切なものであること。
- (c) 客室乗務員の訓練及び審査を行う者は、運航規程審査要領細則に基づき適切な者が指名されることとなっていること。
- (d) 運航規程審査要領細則に規定する訓練を修了し、審査に合格した者でなければ、客室乗務員として乗務させてはならないこととなっていること。
- (e) 訓練又は審査を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制等について運航規程審査要領細則の要件を満足するものであること。また、受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた契約が締結されることとなっていること。

6.3 客室乗務員の乗務管理体制

- (a) 客室乗務員の編成及び乗務割は、運航規程審査要領細則の規定に従うこととなっていること。

7. 運航管理業務に関する事項

7.1 運航管理施設

- (a) 事業計画に定める航空機の運航管理施設が適切に確保されることとなっていること。
- (b) 運航管理施設には必要な設備及び規程等が配置されることとなっていること。

7.2 運航管理者等

- (a) 事業を計画のとおり実施するために十分な数の運航管理者等が確保可能であること。
- (b) 運航管理者等の資格要件、指名方法、配置、職務の範囲及び内容が適切なものとなると認められること。
- (c) 最大離陸重量が 5.7t を超える飛行機又は最大離陸重量が 9.08t を超える回転翼航空機を使用して行う航空運送事業の運航管理は、法第 78 条の運航管理者技能検定に合格した者が行うこととなっていること。
- (d) (c)に掲げる航空機以外の航空機を使用して路線を定めて旅客の輸送を行う航空運送事業の運航管理は、法第 78 条の運航管理者技能検定に合格した者又は運航管理を行うために必要な知識、技能及び経験を有することについて航空局長若しくは地方航空局長による認定を取得した者が行うこととなっていること。
- (e) 運航管理者等は運航規程審査要領細則の規定に従って訓練及び審査を受けることとなっていること。【最大離陸重量が 5.7t を超える飛行機を使用して行う航空運送事業にのみ適用】
- (f) 運航管理者等の訓練審査の実施体制が適切なものであること。【最大離陸重量が 5.7t を超える飛行機を使用して行う航空運送事業にのみ適用】
- (g) 訓練又は審査を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制等について運航規程審査要領細則の要件を満足するものであること。また、受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた契約が締結されること。
- (h) 運航管理者の勤務時間制限が運航規程審査要領細則の規定に従って遵守されることとなっていること。【最大離陸重量が 5.7t を超える飛行機を使用して行う航空運送事業にのみ適用】

7.3 運航管理の基準

- (a) 運航管理の基準が運航規程審査要領細則の規定に従うこととなること。

7.4 運航管理者の共用【最大離陸重量が 5.7t を超える飛行機を使用して行う航空運送事業にのみ適用】

- (a) 運航管理者を共用する場合は、運航規程審査要領細則の規定に従うこととなっていること。

7.5 運航管理業務の委託(業務の管理の受委託の許可を受ける場合を除き、委託は運航管理補助業務に限る。)

- (a) 運航管理業務を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制等について運航規程審査要領細則の要件を満足するものであること。また、受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた契約が締結されること。

8. 整備管理業務に関する事項

8.1 整備管理施設

- (a) 整備規程等に従って整備管理の業務を行うために必要な事務所及び設備等が適切に確保されることとなっていること。

8.2 組織及び整備管理責任者

- (a) 整備管理の業務を行う組織を有すること。当該組織には管理業務を行うために十分な能力を有する必要数の人員が配置され、整備管理の業務を統括する整備管理責任者が選任されること。また、整備に係る監査について、監査の対象組織から独立した組織が実施することとなっていること。ただし、事業者の規模等にかんがみ、独立した監査の組織を有することが困難であると認められる場合は独立した監査の組織は有しなくともよい。【最大離陸重量が 5.7t を超える飛行機を使用して行う航空運送事業にのみ適用】

- (b) 整備の管理業務を行う組織を有するか又は整備管理責任者が指名されていること。【最大離陸重量が 5.7t を超える飛行機を使用して行う航空運送事業以外に適用】

8.3 整備管理の実施体制

- (a) 整備規程等に従って技術管理、品質管理その他の整備管理業務を実施する体制を有すること。

8.4 整備管理の委託(業務の管理の受委託の許可を受ける場合を除き、

委託は補助業務に限る。)

- (a) 整備管理業務を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制等について整備規程審査要領細則の要件を満足するものであること。また、受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた契約が締結されること。

9. 整備業務に関する事項

9.1 整備の実施

- (a) 法第 19 条第 1 項の航空機に対する整備(軽微な保守を除く。)及び確認が航空機整備改造認定事業場で実施されることとなっていること。

9.2 整備施設等

- (a) 整備施設等は、航空機並びにその装備品及び部品(以下「装備品等」という。)の整備作業の質及び量に対応して必要なものが配置されることとなっていること。
- (b) 整備施設等のうち試験設備・機器、特殊工具、計測機器は、原則として当該航空機及びその装備品等の設計者、製造者等が推奨するもの、又はこれと同等の機能及び精度を有するものであること。
- (c) 整備施設等は、整備規程等に規定する方法に基づき維持管理及び精度管理が行われることとなっていること。
- (d) 整備施設等のうち格納庫等の作業場は十分な面積、環境等を有し、設計者、航空機若しくは装備品の製造者等が指定する方法又は航空運送事業者が施設等の使用状況、経験等を考慮して設定する方法に従い適切に維持管理が行われることとなっていること。
- (e) 整備施設等のうち、材料、部品、装備品、計測機器、試験機器、工具等の保管施設は、設計者、製造者等が必要として指定する作業環境を有し、十分な容積を備えたものであること。
- (f) 整備の施設等を借用する場合は、貸出者と借用者間でその管理等に係る役割分担が定められており、必要なときに借用できることが明確であること。

9.3 整備従事者

- (a) 事業を計画のとおり実施するために申請者の事業規模、整備従事者の経験及び勤務体系等を考慮して資格毎に十分であると認められる数の整備従事者が確保可能であること。
- (b) 整備従事者は、整備規程審査要領細則に定める資格要件及び指名要件を満足することとなっていること。

- (c) 整備従事者の配置は、航空機の運航に係る整備基地毎に、運航する航空機に対する整備作業が支障なく行えることとなっていること。
- (d) 整備従事者の勤務の体系は、事業の計画に対応して適切なものとなっていること。
- (e) 整備従事者の引継が適切に行われることとなっていること。

9.4 教育訓練及び審査

- (a) 整備従事者等に対する教育訓練及び審査が整備規程等に従い適切に実施されることとなっていること。
- (b) 整備従事者の教育訓練及び審査の実施体制が適切なものであること。
- (c) 教育訓練又は審査を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制等について整備規程審査要領細則の要件を満足するものであること。また、受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた契約が締結されること。

9.5 整備業務の委託

- (a) 整備業務を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制等について整備規程審査要領細則の要件を満足するものであること。また、受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた契約が締結されること。

9.6 油脂

- (a) 油脂の規格は、当該航空機の製造者が指定するものであること。
- (b) 油脂に係る貯蔵の施設及びその方法は、油脂の品質を劣化させないものであること。

9.7 予備品等

- (a) 予備品等は当該航空機の運航に係る整備基地に配置することとし、予備品等の配置の基準が定められていること。予備品等を配置しない場合にあっては、適切に予備品等が入手できる体制にあること。
- (b) 時間管理又は保管期限管理を必要とする予備品等は、その使用時間、有効期間、修理状況等について、個々に管理されること。また、予備品等の有効性については当該予備品等に表示がなされること。
- (c) 予備品等は、その品質、機能が低下しない方法で保管されること。
- (d) 予備品等を借用して使用しようとする場合には、貸出人と借用者間での管理等に係る役割分担が定められること。なお、予備品等を事業者間で融通しあう場合は、整備規程審査要領細則に従って実施すること。

9.8 救急用具

- (a) 航空機の救急用具は、規則第 150 条の規定に従い装備することとし、かつ、規則第 151 条に従い必要な点検が行われることとなっていること。この場合、特定救急用具については、規則第 152 条第 1 項の規定による検査に合格したもの又は同条第 1 項ただし書の運輸大臣の承認を受けた型式のものを装備することとなっていること。
- (b) 救急用具(規則第 150 条第 2 項に規定する救急の用に供する医薬品及び医療用具(以下「救急用医薬品等」という。)並びに同条第 5 項に規定する感染症の予防に必要な用具(以下「感染症予防用具」という。)を除く。)は整備規程等に従って適切に保管又は搭載されることとなっていること。
- (c) 救急用医薬品等及び感染症予防用具については、「救急の用に供する医薬品及び医療用具並びに感染症の予防に必要な用具について」に従って、搭載及び管理が行われることとなっていること。

9.9 その他

- (a) 中古機の整備方式及び整備方法について、過去の使用状況及び整備実施状況を考慮であること。
- (b) 他の航空運送事業者の機材等の整備の受託により、自らの事業の用に供する航空機以外の航空機の整備作業を実施する場合には、自らの事業の用に供する航空機の整備に支障を来すものでないこと。

10. 地上取扱業務に関する事項

- (a) 航空機の地上取扱業務について、事業の計画に応じた人員、施設等の体制を確保し、運航規程審査要領細則に規定する教育訓練が行われることとなっていること。
- (b) 地上取扱業務又は教育訓練を委託する場合は、委託の範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制等について運航規程審査要領細則の要件を満足するものであること。また、受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた契約が締結されること。
- (c) 燃料の貯蔵及び給油の施設及びその方法は品質を劣化させないものであること。

11. 部品等脱落防止措置の内容

以下の(a)～(c)に規定する内容を記載した書類を部品等脱落防止措置に関する技術基準に従って作成すること。

- (a) 部品等脱落防止措置に係る技術管理の体制を有すること。
- (b) 次に掲げる技術的措置を講じることとなっていること。
 - ① 部品等の脱落の防止に有効であると認められる技術的資料を採用し、

できる限り速やかに実施すること。

② その他の対策を実施すること。

(c) 航空機乗組員、整備従事者及び地上取扱業務に従事する者に対する教育訓練がシラバス等に従い適切に実施されることとなっていること。

12. 緊急時の体制

(a) 事故、重大インシデント、ハイジャック等想定される緊急事態が発生した場合における必要な措置、内外の関係者への連絡・通報等が行える体制を有していること。

13. 記録の管理及び報告

(a) 申請者は、下記の記録について、括弧内に管理期間が定められているものについては当該期間、それ以外のものについては必要な期間保存することとなっていること。

- ・航空機乗組員、客室乗務員、運航管理者等及び整備従事者等の資格、訓練、審査その他必要な記録
- ・航空機乗組員及び客室乗務員の飛行時間、勤務時間及び休養に関する記録
- ・飛行計画(3カ月)**【航空運送事業にのみ適用】**
- ・重量重心位置の記録(3カ月)**【航空運送事業にのみ適用】**
- ・危険物の搭載記録(3カ月)**【航空運送事業にのみ適用】**
- ・通信記録
- ・運航規程審査要領細則に基づく救急用医薬品及び医療用具の使用記録(5年)**【客席数が60を超える飛行機を用いて行う航空運送事業にのみ適用】**
- ・整備規程審査要領細則に基づく航空機の整備記録(整備規程審査要領細則に定める期間)
- ・燃料、滑油の補給記録(3カ月)**【航空運送事業にのみ適用】**
- ・航空日誌(航空機が廃棄又は売却されるまで)
- ・委託契約書(委託終了後1年まで)
- ・受託者の監査記録(過去2回の記録を委託終了後1年まで)
- ・その他保管又は報告が必要な記録等

(b) 航空事故、重大インシデント等の報告及び整備規程審査要領細則に基づく航空機の不具合等の報告が適切に行われることとなっていること。

14. 運航規程等及び整備規程等

(a) 運航規程及び整備規程を運航規程審査要領細則及び整備規程審査要領細則に従って作成し、認可を受け、適切に配付及び管理することとなっ

ていること。【航空運送事業にのみ適用】

- (b) 運航基準及び整備基準を運航規程審査要領細則及び整備規程審査要領細則を参考として作成し、適切に配付及び管理することとなっていること。【航空機使用事業にのみ適用】

IV. 事業計画変更の認可の審査基準

- 事業計画変更の認可を受けることが必要な場合は以下のとおり。

1.1 使用航空機の型式の追加

使用航空機の型式の追加の取扱いについては、「事業計画変更の認可に係る型式変更について」に従うものとする。

1.2 航空機の運航管理の施設又は航空機の整備の施設の概要の変更

事業計画の当該項目の記載事項に関して変更があった場合。ただし、航空機の運航管理の施設については、基地等の追加のほか、II.1.3.1(a)～(d)に規定する設備の大幅な変更があった場合及び運航管理補助業務の受託者の変更があった場合のみ事業計画の変更認可が必要であるものとする。

2. 審査基準

審査基準は事業の許可の審査基準の該当する項目を準用するものとする。

(附則) (平成 12 年 1 月 28 日) (空航第 69 号、空機第 68 号)

- この要領は、平成 12 年 2 月 1 日から適用する。
- 「新規定期航空運送事業者に対する安全性審査の指針」(平成 10 年 2 月 3 日)、「不定期航空運送事業及び航空機使用事業に係る免許及び事業計画変更の認可に関する審査要領(運航関係)」(平成 4 年 7 月 23 日空航第 397 号)、「運航管理の施設の概要の変更に伴う事業計画変更について」(昭和 46 年 3 月 3 日空航第 94 号)、「定期航空運送事業として必要な運航上の基本的な基準(国内の場合)」(昭和 47 年 8 月 21 日空航第 410 号)、「定期航空運送事業及び定期航空運送事業者が行う不定期航空運送事業並びに国際不定期航空運送事業の免許及び事業計画変更等の認可等に係る審査要領(整備関係)」(平成 10 年 3 月 30 日空機第 367 号)、「不定期航空運送事業及び航空機使用事業の免許及び事業計画変更の認可に係る審査要領(整備関係)」(平成 11 年 5 月 19 日空機第 605 号)、「不定期航空運送事業及び航空機使用事業の免許及び事業計

画変更の認可に係る審査の手引き」(平成 2 年 3 月 19 日空検第 281 号) 及び「定期航空運送事業者及び不定期航空運送事業者の整備の施設の概要の変更に伴う事業計画について(回答)」(昭和 45 年 10 月 22 日空検第 443 号)は廃止する。

(附則) (平成 13 年 3 月 9 日)(国空航第 171 号、国空機第 232 号)

この要領は、平成 13 年 3 月 9 日から適用する。

(附則) (平成 17 年 5 月 18 日)(国空航第 68 号、国空機第 71 号)

この要領は、平成 17 年 5 月 23 日から適用する。

(附則) (平成 19 年 3 月 28 日)(国空航第 1223 号、国空機第 1362 号)

この要領は、平成 19 年 3 月 30 日から適用する。

(附則) (平成 27 年 5 月 8 日)(国空航第 14 号、国空機第 48 号)

1. この要領は、平成 27 年 6 月 30 日から適用する。

2. この要領の適用の際現に法第 100 条第1項又は第 123 条第1項の許可の申請をしている者に係る当該許可については、この要領による改正後の II.2.9.6、II.2.10、III.9.6 及びIII.10.の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3. この要領の適用の際現に法第 100 条第1項の許可を受けている航空運送事業者に係る法第 109 条第1項の事業計画の変更の認可又は法第 123 条第1項の許可を受けている航空機使用事業者に係る法第 109 条を準用する法第 124 条の事業計画の変更の認可については、この要領による改正後の III.10. の規定にかかわらず、運航規程審査要領の一部改正(平成 27 年 5 月 8 日(国空航第1号))による改正後の同審査要領 II.14. に規定する事項が運航規程又は運航基準に定められるまでの間は、なお従前の例による。

(附則) (平成 30 年 8 月 2 日)(国空航第 364 号、国空機第 332 号)

この要領は、平成 31 年 10 月 1 日から適用する。

(附則) (平成 30 年 9 月 27 日)(国空航第 998 号、国空機第 661 号)

1. この要領は、平成 31 年 1 月 15 日から適用する。

2. この要領の施行の再現に法第 100 条第 1 項の許可を受けている者は、航空法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年国土交通省令第 61 号)による改正後の航空法施行規則(以下「新規則」という。)第 210 条第

1項第8号の規定により新たに事業計画に記載すべき事項となった事項については、平成31年1月29日までに、法第109条第1項の規定に基づく変更の認可を受けなければならない。

3. この要領の施行の再現に法第123条第1項の許可を受けている者は、新規則第227条第1項第6号の規定により新たに事業計画に記載すべき事項となった事項については、平成31年1月29日までに、法第124条において準用する法第109条第1項の規定に基づく変更の認可を受けなければならない。